

諮問庁：北九州市長

諮問日：平成28年3月25日（諮問第136号）

答申日：平成29年4月5日（答申第136号）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1の「文書名」欄に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、別紙2の「不開示が妥当な部分」欄に掲げる部分を除き、開示すべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

平成27年条例第48号及び第50号による改正前の北九州市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月18日付け北九市文文第2402号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

処分庁は、一部開示の理由として、「条例第7条5号」に該当するとして3点を挙げている。

まず、「協議内容については、国及び県との協議に関する情報であって、今後の同様の会議で率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるため」とある。しかし、国と市の協議は既に終了し、国は、医療刑務所跡地を一般競争入札によって売却し、既に移転登記も終了した。「同様の会議」が開かれることはないと考ええる。

第2に「協議で使用された資料については、意思形成過程の情報であり、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため」との理由は全く承服できない。問題の土地は既に移転登記が終了し、「意思形成過程」ではない。情報が隠されているから、逆に市民の間に市に対する不信と疑問が生まれているのである。

第3に、「変更計画に係る内容については、意思形成過程の情報であり、公にすることにより、特定のものに不当な利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため」との理由もまた納得できない。「意思形成過程」には当たらないことは前述した。また、「特定のもの」とは一体誰を指すのか。

さらに、「条例第7条第6号イ」に該当するとする「用地の交渉に伴う内容は、財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため」との理由も、国と市を当事者とした交渉であり、「当事者としての地位を不当に害する」との指摘は当たらないと考える。

よって、請求を行った情報をすべて直ちに開示するよう求める。

### 第3 処分庁の説明の要旨

#### 1 原処分の内容

原処分は、異議申立人からなされた「城野遺跡の現地保存を断念するに至る国・県との交渉の経過と結果を示す会議録などすべての行政資料」についての開示請求に対して、北九州市長が、国（財務支局や文化庁）や福岡県教育庁との協議に関する情報や変更計画に関する情報は、今後の同様の会議で率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあること、また意思形成過程の情報であり、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることなどから、条例第7条5号に該当するとして、これらの行政文書を一部不開示としたものである。

さらに、用地の交渉に伴う内容は、財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、条例第7条6号イに該当するとして、一部不開示としたものである。

#### 2 本件請求に係る行政文書

北九州市小倉南区で発見した城野遺跡の保存に関し、国（財務支局や文化庁）や福岡県教育庁などで行った交渉内容や保存計画の変更を示す下記の文書。

- (1) 国（財務支局や文化庁）や福岡県教育庁との協議録及び資料
- (2) 保存計画の変更について（方針伺）

#### 3 原処分における不開示情報

- (1) 国（財務支局や文化庁）や福岡県教育庁との交渉内容及び資料の一部
- (2) 保存計画変更案の一部

#### 4 原処分の理由説明

(1) 北九州市長は、本件請求に係る行政文書が条例第7条5号及び6号イに該当する部分について、不開示とした。

(2) 条例第7条5号の該当性

条例第7条5号は、「市の機関並びに国、独立行政法人、他の地方公共団体及び地方独立行政法人内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じ

させるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は不開示とすることを定めている。

市が意思を形成する場合は、市の機関の内部又は国や福岡県等を含めた関係機関との間で、それぞれの考えを持ち寄り、審議、検討又は協議の繰り返しを経て、最終的な意思を固めていくという過程を取るものであり、意思決定が行われた後であっても、将来予定されている同種の審議、検討等にかかる意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は本号に該当する。

このような規定の趣旨を踏まえ、本件請求に係る行政文書について、以下のとおり、条例第7条5号に該当すると考える。

#### ア 財務支局との協議録及び配付資料

文化財保護法では、国及び地方公共団体は、埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備やその周知の徹底を図ることが記されており、包蔵地の中で開発行為が行われる際には、地方公共団体が試掘・確認調査や発掘調査を実施している。発掘調査の結果、一定の価値のある遺構などが発見された場合には、保存方法などについて、土地の所有者と協議を行っている。

市内の埋蔵文化財包蔵地の中には財務支局が所有している土地もあり、財務支局との間で年間数件の協議が行われており、今後も本件と同種の協議が行われることが容易に想定される。

発言者の氏名や発言内容等が公になると、今後の同種の会議において、外部からの圧力、干渉等の影響を受けて、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが想定されることから、適正な意思決定手続きを確保する必要性がある。

協議に使用した資料は、財務支局と交渉するにあたり、城野遺跡保存の原案として作成した資料であって、交渉過程において変更を伴うものであり、遺跡の保存が完了していない現状では、意思形成過程にある。これらの情報を公にすることにより、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、且つ、今後、事業を実施していく上で（入札などを含む）、特定のものに利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある。

#### イ 文化庁や福岡県教育庁との協議録

文化庁や福岡県教育庁とは、文化財の保存の取り扱いや指定に向けての事前の協議が行われる。

本来、文化財の指定は、文化審議会などでの審議・答申を経て決定されるものであることから、本件のような事前の協議における未確定な情報が公になることにより、文化庁や福岡県教育庁と率直な意見交換がで

きなくなり、今後の文化財行政に多大な支障が生じるおそれがある。また、未確定な情報が公になると、市民の間に混乱や不要な憶測を招くことも想定される。

ウ 保存計画変更の方針伺い

保存計画の変更案については、当初、交渉の原案として定めた保存計画を交渉計画に伴って変更したものであって、まさに意思形成過程の情報であり、その中には移築保存に伴う経費や展示計画など、未確定の多くの情報が含まれている。このような意思形成過程の情報を公にすることにより、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、且つ、今後、事業を実施していく上で（入札など含む）、特定のものに利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある。

(3) 条例第7条6号イの該当性

条例第7条6号は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」、同号イは、「契約、交渉又は訴訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」は不開示とすることを定めている。この事例として、用地交渉が挙げられている。

このような規定の趣旨を踏まえ、本件請求に係る行政文書について、以下のとおり、条例第7条6号イに該当すると考える。

ア 財務支局との協議録

財務支局とは、国と市の文化財保護の役割を踏まえ、城野遺跡保存の主体について協議を重ねたもので、その中には財産権の変更（土地）にかかわる交渉も含まれていた。このような用地交渉の経緯を公にすることは、用地交渉にかかわる市の対処方針や交渉手法を明らかにすることになり、今後、同種の交渉を行う際、財産上の利益が損なわれるおそれや認められるべき地位を不当に害するおそれが生じる。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ①平成28年3月25日 | 諮問            |
| ②同年4月20日    | 処分庁から理由説明書を收受 |
| ③同年5月18日    | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④同年5月25日    | 審議            |

⑤同年 6 月 1 日	異議申立人から意見書（補足）を収受
⑥同年 6 月 2 8 日	審議
⑦同年 7 月 2 7 日	処分庁から意見聴取
⑧同年 8 月 3 1 日	異議申立人から意見聴取
⑨同年 9 月 2 8 日	審議
⑩同年 1 0 月 1 2 日	審議
⑪同年 1 0 月 2 6 日	審議
⑫平成 2 9 年 1 月 2 6 日	審議
⑬同年 2 月 2 7 日	審議
⑭同年 3 月 2 3 日	審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

(1) 本件開示請求は、城野遺跡の現地保存を断念するに至る国・県との交渉の経過と結果を示す会議録などすべての行政資料の開示を求めたものである。

処分庁は、本件開示請求に係る文書を「国（財務支局や文化庁）や福岡県教育庁との協議録及び資料」並びに「保存計画の変更について（方針伺）」と題する文書と特定した。

具体的には、別紙 1 「文書名」欄に掲げる文書であり、各文書に整理番号を付した。

(2) 本件対象文書はその内容から大きく 5 つに分類することができる。

ア 財務省福岡財務支局（同支局小倉出張所を含む。以下「財務支局」という。）との協議録（以下「財務支局協議録」という。）

これに該当するものは、別紙 1 及び 2 において、整理番号 1 及び 2、5、7、10、13 から 18 まで、21、22 の番号を付したものである。

イ 福岡県教育庁文化財保護課（以下「福岡県」という。）との協議録（以下「県協議録」という。）

これに該当するものは、別紙 1 及び 2 において、整理番号 3 及び整理番号 20 の番号を付したものである。

ウ 文化庁文化財部記念物課（以下「文化庁」という。）との協議録（以下「文化庁協議録」という。）

これに該当するものは別紙 1 及び 2 において、整理番号 19 の番号を付したものである。

エ 上記ア及びイの協議において、北九州市が、財務支局又は福岡県に対して提示した資料（以下「協議録資料」という。）

財務支局に対して提示したのが別紙1及び2において、整理番号6、8及び9、11及び12の番号を付したもので、福岡県に提示したのが整理番号4の番号を付したものである。

オ 城野遺跡（旧城野医療刑務所跡地）保存計画の変更について（方針伺）（以下「方針伺」という。）

これに該当するものは別紙1及び2において、整理番号23の番号を付したものである。

上記アからオまでの文書が、条例第7条5号で規定する市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であることは明らかである。

## 2 財務支局協議録

### （1）作成の経緯

ア 福岡財務支局は、財務省の総合的な出先機関として、財政や国有財産に関する業務を担っている。

福岡財務支局の下部機関として、北九州市に小倉出張所が設置されている。

城野遺跡は、国有地である旧城野医療刑務所跡地において発見されたものであったことから、土地所有者としての国（財務支局）と北九州市が保存に関する協議を重ねてきた。

イ 財務支局協議録は、協議後、北九州市が作成したものである。概ね1時間前後の交渉経過をA4用紙1枚から2枚にまとめている。その記載も協議における発言内容を逐語的に文書にしたものではなく、発言内容を要約して簡潔に記載している。また交渉でのやりとりのみならず、北九州市側の交渉に臨む方針や交渉内容に関する見解なども記載されている。

処分庁の説明によると、協議録作成にあたって、財務支局に対し、記載内容の確認などは求めているとのことであり、財務支局は、その内容を了知していないものと判断できる。

### （2）不開示情報該当性について

財務支局協議録において、不開示が妥当と判断したのは、別紙2の「不開示が妥当な部分」欄に記載した次の情報となる。

ア 財務支局職員の発言要旨

イ 北九州市職員の発言要旨

ウ 協議に臨む財務支局の姿勢、態度などを北九州市側が評価した部分

エ 協議を行うにあたっての北九州市の方針を記載した部分

その余の情報については、条例第7条5号該当性を認めることはできず、開示することが妥当であると判断した。

### （3）財務支局職員の発言要旨について

前述したとおり、この協議録について、財務支局は、その作成にあたって、財務支局職員の発言がどのように記載されているのか了知しておらず、財務支局職員の発言の真意が正確に伝わるものとは必ずしも言えない。

ところで、処分庁の説明によると、北九州市と財務支局は、城野遺跡の保存に関する協議以外にも、埋蔵文化財包蔵地の取り扱いについて、財務支局との間で年間数件の協議を行っているほか、文化財保護分野以外でも国有地の利用に関して財務支局に土地利用の協力を求めたりしているとのことである。

このような関係にあるにもかかわらず、北九州市が、不開示を妥当とした財務支局職員の発言要旨を開示したとすると、財務支局の発言の真意が正確に伝わらない形で開示されたことから、財務支局が北九州市に対し、不満、不信の念を抱き、北九州市と財務支局間の今後の協議において、率直な意見の交換が行いにくくなるなどのおそれが生じることを否定できない。

また、財務支局職員の発言について、要約された簡潔な記載であることから、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれが生じることも否定できない。

よって、別紙2の「不開示が妥当な部分」欄に記載した財務支局職員の発言要旨について、条例第7条5号に該当し、不開示が妥当であると判断した。

#### (4) 北九州市職員の発言要旨について

北九州市職員の発言要旨で不開示が妥当とした部分は概ね財務支局からの質問などに対する北九州市の回答や見解である。

これらの情報を開示すると、財務支局の質問内容が明らかになるおそれがあるが、その記載は前述したとおり、北九州市が要約し、簡潔に記載したものであり、財務支局の質問の真意が正確に伝わるものとは必ずしも言えず、これを開示すると、北九州市と財務支局間の今後の協議において、率直な意見の交換が行いにくくなるなどのおそれが生じることを否定できない。また、要約した簡潔な記載であることから、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれが生じることも否定できない。

よって、別紙2の「不開示が妥当な部分」欄に記載した北九州市職員の発言要旨について、条例第7条5号に該当し、不開示が妥当であると判断した。

#### (5) 協議に臨む財務支局の姿勢、態度などを北九州市側が評価した部分について

ア 財務支局協議録には、当該協議に臨む財務支局の姿勢、態度などを北九州市側が評価した記載がある。

条例第7条6号は、市又は国の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財

産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものについて不開示とすることを定めている。

同号イは、交渉、争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合を挙げている。

イ 協議に臨む財務支局の姿勢、態度などを北九州市側が評価した部分は、北九州市にとって、今後の財務支局との協議を進めるにあたっての対処方針となるべき情報と捉えることができ、そもそも公開することを前提としていないものと認められる。

埋蔵文化財包蔵地の取り扱いなどについて、財務支局と北九州市との間で継続して協議が行われていることは前述のとおりであり、こうした情報を全て開示しなくてはならないとすると、今後の財務支局との協議において、北九州市が財務支局と協議を行う場合の方針や交渉方法が明らかになり、当事者としての地位を不当に害するおそれが生じることを否定できない。

よって、別紙2の「不開示が妥当な部分」欄に記載した協議に臨む財務支局の姿勢、態度などを北九州市側が評価した部分について、条例第7条6号イに該当し、不開示が妥当であると判断した。

#### (6) 協議を行うにあたっての北九州市の方針を記載した部分について

財務支局協議録には、協議を行うにあたっての北九州市の方針を記載した部分がある。こうした方針が明らかになると、前記(5)で述べたとおり、今後の財務支局との協議において、北九州市が財務支局と協議を行う場合の方針や交渉方法が明らかになり、当事者としての地位を不当に害するおそれが生じることを否定できない。

よって、別紙2の「不開示が妥当な部分」欄に記載した協議を行うにあたって北九州市の方針を記載した部分について、条例第7条6号イに該当し、不開示が妥当であると判断した。

### 3 県協議録について

#### (1) 作成の経緯

県協議録は、協議後、北九州市が作成したものである。概ね1時間30分から2時間におよぶ協議をA4用紙2枚にまとめている。その記載も協議における発言内容を逐語的に文書にしたものではなく、発言内容を要約し、簡潔に記載している。処分庁の説明によると、協議録作成にあたって、福岡県に対し、記載内容の確認などは求めていないとのことであり、福岡県は、その内容を了知していないものと判断できる。

#### (2) 不開示情報該当性について

県協議録において、不開示が妥当とした部分は、「財務支局が文化庁から聞いたとする内容」、「福岡県職員の発言要旨」及び「北九州市職員の発言要

旨」のうち、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる情報である。

その余の情報については、条例第7条5号該当性を認めることはできず、開示することが妥当であると判断した。

(3) 財務支局が文化庁から聞いたとする内容について

整理番号3の文書の表題といえる「城野遺跡の保存協議（県）」と記載された部分の下部3行の中に財務支局が文化庁から聞いたとする内容が記載された部分がある。この情報は文字数にすると30文字程度に過ぎず、財務支局が文化庁から聞いたとする内容の要旨を、北九州市が簡潔に記載したものと認めることができる。前記2（1）イで述べたとおり、財務支局は、北九州市が作成した協議録において、自らの発言がどのように要約され、記載されているのか了知しておらず、財務支局の発言の正確さは担保されているとは言えない。にもかかわらず、北九州市が、この情報を開示した場合、北九州市と財務支局間の今後の協議において、率直な意見の交換が行いにくくなるなどのおそれが生じることを否定できない。また、文化庁の見解として記載されている情報は、北九州市が財務支局から伝え聞いたものを要約し、簡潔に記載したものであることから、その真意が正確に伝わらず、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれが生じることも否定できない。

よって、条例第7条5号に該当し、不開示が妥当であると判断した。

(4) 福岡県職員の発言要旨について

整理番号3は、城野遺跡の保存について、北九州市側の方針を説明したうえで、土地所有者である国（財務支局）への対応方針を福岡県に相談した内容が記載されている。

整理番号20は、城野遺跡の保存に関する協議内容のみならず、文化財行政における北九州市が抱える課題などに関する協議内容が記載されている。

処分庁の説明によると、文化財保護にあたっては、日頃から福岡県と情報交換を行い、文化財の評価や保存方法などにおいて、必要な助言を得ているとのことである。文化財の評価や保存方法に関する情報は、当該文化財や埋蔵地の財産的価値を左右する情報と言え、福岡県としても公開されないことを前提として、助言を行っているであろうことは容易に想定されるところである。

にもかかわらず、こうした情報を全て開示することになると、今後の文化財保護に関する協議において、北九州市と福岡県との間の率直な意見交換が行いにくくなるおそれや、福岡県から有益な助言を得られなくなるおそれが

生じることを否定できない。また、前述したとおり、福岡県職員の発言について、要約された簡潔な記載であることからその真意が正確に伝わらず、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれが生じることも否定できない。

よって、条例第7条5号に該当し、不開示が妥当であると判断した。

(5) 北九州市職員の発言要旨について

北九州市職員の発言要旨で不開示が妥当とした部分は概ね福岡県からの質問などに対する北九州市の回答や見解である。

これが不開示妥当であることは、前記2(4)で述べたとおりである。

4 文化庁協議録について

(1) 作成の経緯

文化庁協議録は、協議後、北九州市が作成したものである。1時間40分におよぶ協議をA4用紙2枚にまとめている。その記載も協議における発言内容を逐語的に文書にしたものではなく、発言内容を要約し、簡潔に記載している。

処分庁の説明によると、協議録作成にあたって、文化庁に対し、記載内容の確認などは求めているとのことであり、文化庁は、その内容を了知していないものと判断できる。

(2) 不開示情報該当性について

文化庁協議録について、不開示が妥当とした部分は、整理番号19の文書において、「協議目的」、「文化庁意見の概要」及び「主任調査官発言」が記載されたもののうち、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる情報である。

その余の情報については、条例第7条5号該当性を認めることはできず、開示することが妥当であると判断した。

(3) 協議目的について

文化庁協議録の「4 協議目的」の項では、北九州市が文化庁と協議を行うことの目的が記載されている。

この記載の中には、財務省（財務支局）の発言が記載された部分がある。

前記2(3)で述べたとおり財務支局職員の発言要旨については、不開示が妥当と判断されるものがあり、別紙2の整理番号19の「不開示が妥当な部分」欄に記載したものについても不開示が妥当であると判断した。

(4) 文化庁意見の概要及び主任調査官発言について

文化庁協議録の「5 文化庁意見の概要」の項では、城野遺跡保存に関する文化庁意見が、また「6 協議経過」の項では、主任調査官発言が記載されている。

前記3(4)でも述べたとおり、文化財の評価や保存方法に関する情報は、当該文化財や埋蔵地の財産的価値を左右する情報と言え、文化庁としても公開されないことを前提として助言を行っているであろうことは容易に想定される場所である。

特に主任調査官の発言については、文化庁の意見と言うよりも主任調査官の個人的な意見や感想が含まれているであろうことは容易に想定できる場所である。

にもかかわらず、こうした情報を全て開示すると、今後の文化財保護に関する協議において、北九州市と文化庁との間の率直な意見交換や文化庁から有益な助言を得られなくなるおそれが生じることを否定することができない。また、前述したとおり、文化庁意見について、要約された簡潔な記載であることからその真意が正確に伝わらず、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれが生じることも否定できない。

よって、条例第7条5号に該当し、不開示が妥当であると判断した。

## 5 協議録資料について

### (1) 不開示が妥当した情報について

整理番号4は、平成23年10月5日に行われた福岡県との協議において、福岡県に提示した資料である。

整理番号6は、平成23年11月28日に行われた財務支局との協議において、財務支局に提示した資料である。

整理番号8及び整理番号9は、平成23年12月26日に行われた財務支局との協議において、財務支局に提示した資料である。

整理番号11及び整理番号12は、平成24年1月20日に行われた財務支局との協議において、財務支局に提示した資料である。

協議録資料のうち不開示を妥当としたのは、整理番号12の「5 指導を受けた有識者の意見」の項に記載されているもののうち、①指導を受けた有識者で公務員ではない者の役職及び氏名②3名の有識者の意見③文化庁調査官の意見である。

その余の情報については、これを不開示とした処分庁の理由説明は、この情報を開示することにより、市民の間にどのような誤解や憶測を招くのかといった点について、客観的・具体的な危険性・可能性を説明するものではなく、抽象的・一般的な危険性・可能性を言うにすぎないものと言わざるをえない。

よって、条例第7条5号該当性を認めることはできず、開示することが妥当であると判断した。

(2) 指導を受けた有識者の役職及び氏名について

整理番号12の「5 指導を受けた有識者の意見」の項に記載されている有識者は3名おり、その役職(肩書)及び氏名が記載されている。このうち、整理番号12の「5 指導を受けた有識者の意見」(1)及び(2)に記載されている有識者は、役職から判断して、条例第7条1号ただし書きウに規定する公務員と判断できる。

条例第7条1号ただし書きウの規定によって、当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員等の職及び氏名は原則開示となり、本件においても、その役職(肩書)及び氏名は開示することが妥当であると判断した。

「5 指導を受けた有識者の意見」(3)に記載されている有識者は、公務員ではないと判断でき、その役職及び氏名は不開示とすることが妥当である。

(3) 3名の有識者の意見について

有識者の意見は、北九州市が、2行から5行程度のものに要約して記載している。こうした要約された記載を開示した場合、城野遺跡保存に関する有識者の真意が正確に伝わらず、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれが生じることを否定できない。

よって、条例第7条5号に該当し、不開示が妥当であると判断した。

(4) 文化庁調査官の意見について

整理番号12の「5 指導を受けた有識者の意見」の項には、「参考」として、文化庁調査官の意見が記載されている部分がある。この意見は、70文字程度のものであり、北九州市が要約して記載したものと認められる。

文化庁調査官の意見は、調査官の個人的な意見や感想が含まれているであろうことは容易に想定できるところである。こうした情報が不開示妥当であることは、前記4(4)で述べたとおりである。

6 「方針伺」について

(1) 整理番号23は、「城野遺跡(旧城野医療刑務所跡地)保存計画の変更について(方針伺)」と題する文書である。

処分庁は、この資料のうち、移築保存に伴う経費や展示計画などに関する情報を意思形成過程情報としたうえで、これを開示すると市民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、且つ、今後、事業を実施していく上で(入札など含む)、特定のものに利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある旨主張する。

(2) 当審査会において、当該資料を見分したところ、処分庁が不開示とした部分は、「移築保存に伴う経費」及び「展示計画などに関する情報」であることが認められた。

このうち、「展示計画などに関する情報」を不開示とした処分庁の理由説明は、この情報を開示することにより、市民の間にどのような誤解や憶測を招くのかといった点について、客観的・具体的な危険性・可能性を説明するものではなく、抽象的・一般的な危険性・可能性を言うにすぎないものと言わざるをえない。

よって、条例第7条5号該当性を認めることはできず、開示することが妥当であると判断した。

(3) 移築保存に伴う経費について、処分庁は、これを開示した場合、入札などの執行において、特定のものに有利に働く恐れがある旨主張する。

ところで、北九州市においては、公共工事の入札終了後、入札に参加した者等から、入札予定価格を設定する基となる「金入り設計書」の開示請求があった場合、これを開示する取り扱いを実施しているとのことである。

本審査会において、この「金入り設計書」を見分したが、「金入り設計書」に記載されている内容と比較すると、整理番号23の文書の記載は極めて簡易なものであり、これを開示することによって、入札において、特定のものに利益を与えることになる理由を容易に見出すことは困難である。

そもそも、処分庁の理由説明は、整理番号23の文書に記載された内容を開示すると、入札仕様及び入札予定価格を高い精度を持って把握することができ、特定のものに利益を与えることになることについての客観的・具体的な危険性・可能性が生じる「おそれ」を言うものではなく、抽象的・一般的な危険性・可能性が生じる「おそれ」を言うにすぎないものと言わざるをえない。

よって、条例第7条5号該当性を認めることはできず、開示することが妥当であると判断した。

7 以上のことから、本件対象文書につき、一部開示とした決定については、前記第1のとおり判断した。

北九州市情報公開審査会

会	長	阿野寛之
会長職務代理者		神陽子
委	員	田村奈々子
委	員	中谷淳子
委	員	熊谷美佐子